

東日本大震災にあたたかい
お見舞をありがとうございます

東日本大震災に対し、市では平成23年3月15日から災害義援金を受け付けています。お陰様で市民の皆さんから、心温まる義援金が寄せられ、9月30日現在、総額は86,538,289円になりました。市民の皆さんのご協力に心よりお礼申し上げます。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送らせていただきます。

募金をお寄せいただきました方々は、次のとおりです。なお、領収書を発行された方など、お名前の分かる方のみ記載します。

(敬称略)

石川 猛、お食事処うおえい、栃木西中学校生徒会、イシイマサト、栃木市チャレンジ母親クラブ子ども用品リサイクル有志一同、大平隣保館野外訓練

◆問合せ
本 社会福祉課 ☎(21)2202

小山栃木都市計画事業
新大平下駅南第2土地区画
整理事業の事業計画(案)の
縦覧を行います

★縦覧期間

11月25日(火)～12月8日(月)(土・日曜日も縦覧可)

★縦覧時間

8時30分～17時15分

★縦覧場所

大 都市建設課(別館2階)

事業計画(案)について意見がある利害関係者は、12月22日(月)までに県知事へ意見書を提出することができます。

◆問合せ

大 都市建設課 ☎(43)9215

千塚町上川原土地区画整理
事業地内の未登記権利の申告

千塚町上川原土地区画整理事業の事業計画決定が公告(平成26年11月20日公告)されることに伴い、事業区域内に未登記の借地権等がある方は、借地権の種類及び内容等を書面で申告してください。

◆申告時期

11月21日(金)～12月12日(金)

◆申告方法

申告書(本産業基盤整備課にあり)に関係図書を添え、土地所有者と連署にて申告。

※詳細は左記に連絡ください。

◆申告・問合せ

本 産業基盤整備課 ☎(21)2377



AEDマップ登録にご協力を

市では、AED(自動体外式除細動器)が設置されている公共施設や民間事業所等を「AEDマップ」としてホームページで公開しています。これは、重篤な傷病者が発生した場合に、周辺施設に設置されているAEDを使用して救命手当てを実施していただくために、その設置箇所について広くお知らせするものです。

年末・年始の火の用心

AEDを設置している事業所などで、「AEDマップ」への掲載と、重篤な傷病者が発生した際の使用についてご協力いただける場合は、左記までご連絡をお願いいたします。

◆問合せ

本 健康増進課 ☎(25)3511

お詫びと訂正

11月号13頁「認知症サポート養成講座」の記事におきまして、大平地域包括支援センターの電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤: ☎(43)1150
正: ☎(43)1550

Happy子育て
31 キャンプのすすめ

「ALWAYS3丁目の夕日」ではないけれど、私が子どもの頃は、近所の空き地で日が暮れるまで遊んだものです。

今の子ども達はどうか?と考えると、一日の過ごし方は、ずいぶんと違ってきているように思えます。ある調査によると、日の出や日の入りを見たことがない子どもが43%もいるそうです。

そこで、ぜひ、親子でキャンプや自然体験教室に行ってみるのはどうでしょうか。

我が家では、四季を通じてよくキャンプ等に出かけました。早朝、テントの中で目覚め、右から左から鳥が声を掛け合うように鳴いているのを聞いていたら、いつの間にか目覚めたのか、隣に寝ていた長男が「鳥さんがおしゃべりしているね。」といった時の私の感動は、今でも大切な思い出です。

人は、自然体験の中で美しいものを美しく感じる感性を身に付けていきます。そう感じることは、生きる喜びにもつながるはず。機会があったらぜひ、お子さんをフィールドに連れ出してみよう!

本 生涯学習課 ☎(21)2490

相談業務のご案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本 = 本庁 都 = 都賀総合支所
大 = 大平総合支所 西 = 西方総合支所
藤 = 藤岡総合支所 岩 = 岩舟総合支所

Table with columns: 相談 (Consultation), 日 時 (Date/Time), 場所 / 問合せ (Location/Contact). Rows include: 弁護士相談, 総合相談, 宅地建物相談, 合同相談, 市民相談, 消費生活相談, 年金相談, 外国人相談, 行政相談, 人権相談, 各種電話相談, 青少年相談, 家庭児童相談, ドメスティック・バイオレンス相談, 就労支援相談.

ネット通販の前払いは慎重に



『ネット通販で商品注文し、代金を前払いするようメールが届き、指定された口座に代金を振り込んだけれど、配達予定日を過ぎて商品が届かない。メールを送ったが返事がなく、電話番号も分からない』という相談が寄せられています。

●相談事例から分かる問題点

- ① ネット通販では、店舗で商品を購入する場合と異なり、商品の状態などを確認することができない。
- ② 商品が到着するまで日数を要する。
- ③ 事業者の住所、電話番号が不明で連絡方法がメールに限られている場合がある。
- ④ 前払いの振込先が「屋号を含まない個人名の口座」である。

このような状況で前払いをすると、注文どおりの商品が届かないリスクを消費者が負うこととなります。

●トラブルにあわないためには、次のようなサイトに注意しましょう。

① 他のショッピングサイトでは売り切れている商品が、そのサイトではそろっている。

② サイト名が読めない。日本語が不自然である。

③ 「会社概要」に特定商取引法に基づく表記(代表者または責任者の氏名・住所、電話番号、メールアドレスなど)がない、もしくは一部しかない。

申し込み前に疑問や不安があれば、消費生活センターに相談しましょう。

▽問合せ先 消費生活センター (入舟庁舎) ☎(23)8899

◆問合せ
消防本部予防課 ☎(22)0119(代)

「もういいかい 火を消すまでは まだだよ」

き火、こんろが上位を占めています。たき火は行わない、コンロや暖房器具等の火を使用する際はその場を離れないなど、取扱いには十分に注意をしてください。

なお、住宅火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器を必ず設置し、維持管理をしましょう。

平成26年度全国統一防火標語